

千葉市立青葉病院化学療法委員会設置要綱

〔目的〕

第1条 千葉市立青葉病院における化学療法の質的向上、適正かつ合理化を図るため、千葉市立青葉病院化学療法委員会〔以下「委員会」という。〕を設置する。

〔所掌事務〕

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議をする。

- (1) 化学療法の課題に関すること。
- (2) 化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認すること等により適正かつ合理的な運用を図ること。
- (3) その他委員会の目的達成を図るため必要事項に関すること。

〔組織〕

第3条 会議の組織は医師、看護師、薬剤師、管理栄養士の職にあるもの及び事務局医事室により構成する。

- 2 委員長は、病院長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長の指名に基づき、委員から選出する。

〔委員長の職務〕

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

〔会議〕

第5条 委員会は必要に応じて（少なくとも年1回開催する。）委員長が召集し、議長となる。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

〔庶務〕

第6条 委員会の庶務は、事務局医事室において所掌する。

〔委任〕

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。